

医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

令和4年12月6日
4川健国福第770号
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「難病指定医等」という。）が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関」という。）が行う臨床調査個人票電子化等推進事業の費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものであり、もって医療機関が臨床調査個人票のオンライン登録の推進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象は、医療機関とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象者とししない。

(1) 医療機関が、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けている場合

(2) 医療機関が、既に小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱の交付を受けている場合

(対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1医療機関あたり対象経費に要した実費用の2分の1以下とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、50,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 臨床調査個人票の電子化を計画し、補助金の交付を受けようとする医療機関の代表者は、予め医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、添付資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請書を提出した医療機関の代表者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により、補助金の交付を行わないことと決定したときは、医療機関オンライン

化支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第2項の規定による通知があった日から起算して14日以内に、医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更申請）

第8条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、事業計画に変更を生じたときは医療機関オンライン化支援事業補助金交付変更申請書（第5号様式。以下「変更申請書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、値引き等で価格が減少したことにより、対象経費が減少した場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めたときは、交付決定通知書により、変更後の補助金の金額を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、臨床調査個人票の電子化等の環境整備を完了した場合は、医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に必要事項を記載し、領収書（写し）等を添付して、環境整備を完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金交付決定日の属する年度が終了する日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の決定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、医療機関オンライン化支援事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、購入備品等の審査を実施する。

（補助金の交付及び請求）

第11条 補助金は、前条第1項の規定による補助金交付額の確定後、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、医療機関オンライン化支援事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（消費税仕入控除額の報告）

第13条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）により市長に報告しなければならない。

2 補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

3 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

（書類の整備）

第14条 医療機関は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金交付額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 医療機関は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（PCについてはその取得した日から四年）を経過した場合は、この限りではない。

（善管注意）

第16条 医療機関は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。